

（丹波市ふるさと就職奨励金制度（事業所向け））

1. 令和8年度からの変更点

従来制度から、次の2点が変更になりました。

1. 新規学卒者の要件を撤廃しました。
2. 交付方法を、現金振込から「たんばコイン」のポイント付与に変更しました。

2. 制度の概要

丹波市内の事業所に就職した個人に対して、ふるさと就職奨励金として「たんばコイン」を交付します。

- | | | |
|-----------------------|------|--------|
| ・就職奨励金（就職したとき） | 5万円分 | |
| ・継続奨励金（就職から1年が経過したとき） | 5万円分 | 計10万円分 |

※「たんばコイン」とは、1コイン＝1円として利用できるデジタル地域通貨です。
丹波市内の加盟店でのお買い物やお食事にご利用できます。

3. 対象者

【共通要件】次のいずれにも該当するか方

1. 奨励金の交付申請時に、30歳未満の方
2. 奨励金の交付申請時に、丹波市に住民票があり、市内に居住する方

【個別要件】次のいずれかに該当する方

1. 事業所に正規雇用された方
2. 雇用形態に関わらず事業所に直接雇用された障がい者手帳を所持する方

<正規雇用とは>

1. 労働契約に期間の定めがないこと。
2. 就業規則に定める所定労働時間をフルタイムで勤務していること。
3. 事業所に直接雇用（派遣ではない）されていること。

4. 対象者とならない方（次のいずれかに該当する方）

1. 暴力団員
2. 風営法（料理店を除く。）を営む事業所に正規雇用又は直接雇用された方
3. 官公署、政治団体、宗教団体の職員である方
4. 第2親等（父母、祖父母、配偶者、兄弟姉妹など）以内の親族関係者が代表者である事業所に正規雇用又は直接雇用された方
5. 本市の市税（国民健康保険税を含む）に滞納がある方

5. 申請期限

- ・就職奨励金・・・就職したときから6か月以内
- ・継続奨励金・・・就職から1年を経過した日から6か月以内

6. 申請に必要な書類

1. 丹波市ふるさと就職奨励金交付申請書
2. 就労証明書

7. 申請から交付までの流れ

申請者（従業員個人）

「丹波市ふるさと就職奨励金交付申請書」を所属する事業所に提出する。

スマートフォンの専用アプリにポイントを移行して使用する。または、リーフレットを「たんばコインカード」として使用する。

所属先の事業所

- ・申請者の「就労証明書」を作成する。
- ・丹波市ふるさと就職奨励金交付申請書に就労証明書を添えて、市に提出する。

※就労証明書の発行日は、申請書の日付から10日以内のもの。

リーフレットを申請者である従業員に配布する。

市（商工観光課）

- ・申請内容を審査して交付決定をする。
- ・交付決定後、「ふるさと就職奨励金ポイントQRコード付きリーフレット」を、所属先の事業所に郵送する。